



《会計・税務の知識》 資本的支出と修繕費

はじめに

事業活動を行う際には、様々な固定資産を取得し、使用しますが、時の経過や使用により劣化していきますので、引き続き使用していくために様々な修理や改良を行います。その改良や修復の内容により税務上の取扱いが異なりますので、今回はその内容についてご紹介いたします。

1. 概要

所有している固定資産に改良や修理を行った場合には、その支出の内容により「資本的支出」と「修繕費」のいずれに該当するのかを判断することとなります。「資本的支出」に該当した場合には、資産として計上し、その資産の耐用年数に渡り、減価償却によって費用化されることとなります。一方、「修繕費」に該当した場合には、支出時の費用として取扱います。

2. 資本的支出とは

「資本的支出」とは、修理、改良その他のいずれの名義をもってするかを問わず、その有する固定資産に支出した金額のうち、次のいずれかに該当するものとなります。

- ・その支出により、資産の取得の時ににおいて通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される資産の使用可能期間を延長させる支出
- ・その支出により、資産の取得の時ににおいて通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される資産の価額を増加させる支出

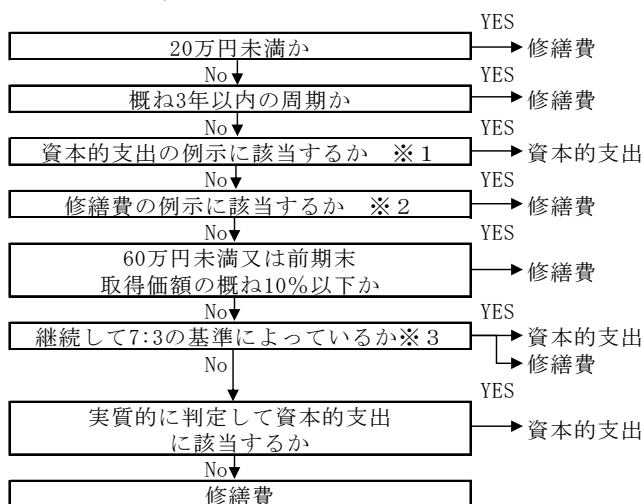
3. 修繕費とは

「修繕費」とは、上記の2. 資本的支出に該当しない支出となります。「資本的支出」は使用可能期間の延長や価額の増加を伴う支出であるため、一方の「修繕費」は使用可能期間の延長や価額の増加を伴わない原状回復のための支出が該当することとなります。

4. 判断の仕方

「資本的支出」と「修繕費」の内容は、上記の通りですが、その支出が「資本的支出」に該当するのか、「修繕費」に該当するのかの判断は難しいものとなりますので、その判断がしやすいように形式的な基準が設けられております。判断の順序は、次の<フローチャート>の通りであり、最終的には実質を考慮して判断することとなります。

<フローチャート>



※1 資本的支出の例示

- ・建物の避難階段の取付け等の物理的に付加した部分の金額
- ・用途変更のための模様替え等の改造又は改装に要した金額
- ・機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその金額のうち通常の見直しに要する金額を超える部分の金額

※2 修繕費の例示

- ・建物の移えい又は解体移築をした場合に要した金額
- ・機械装置の移設に要した金額
- ・地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した金額等

※3 7:3の基準

支出金額の30%相当額と前期末取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費、残額を資本的支出としている場合には、それぞれの金額を修繕費、資本的支出として取扱います。

最後に

「資本的支出」と「修繕費」の判断は、請求書等に記載された工事名等の名称で判断するのではなく、工事等の内容により判断するため、その内容を正確に把握する必要があります。修理や改良に要する金額が多額になり、業績に大きな影響を与えるケースも少なくないため、工事等の内容が分かる資料を入手し慎重に判断を行うようにしましょう。

(担当：山田 貴也)